

文書料紙としての三極紙

池田 寿

はじめに

中世の文書料紙に用いられている紙には、楮の靱皮繊維を原料にした楮紙、雁皮の靱皮繊維を原料にした雁皮紙（鳥ノ子紙）、楮繊維と雁皮繊維との混合紙（斐交楮紙、楮交斐紙）、楮紙・雁皮紙を漉き返した紙など、があると説明されている（寿岳文章『日本の紙』、吉川弘文館、昭和42年）。

ところが、三極紙に関しては、その初見が「鳥子草、かんひ、みつまた」とみえる慶長三年（1598）三月四日附徳川家康黒印状であることから、中世の文書料紙として利用されていなかったという理解（町田誠之『和紙の道しるべ—その歴史と化学』、淡交社、平成12年）がいまだに一般的な理解であると思われる。

また、三極紙の代表となる駿河半紙は明和年間（1764～1772）に甲州市川大門で生産され、その後に三極を料紙の原料として大量に使用し始めるのは天明年間（1781～1789）頃からであるといわれ、また駿河半紙を三極紙の濫觴とすると論じられている。浜松藩の大蔵永常編『広益国産考』（天保15年）の「三股を壘地に植益ある事」には、三極紙の産地として「駿州興津由井辺」「甲州」「伊豆辺」をあげている。

このように、三極紙は富士山を繞る駿河・甲斐・伊豆の諸国を主産地に行っていることが知られる。つまり、近世には富士山麓に自生する三極を原料としていたことから、三極紙の生産地が限定されていたことになる。その後、近世後期になると三極の栽培が広く行われて、楮・雁皮とならぶ和紙の代表的な原料となっていくことになる。

こうした見解に対して、関彪氏は「三極考」（成田潔成編『三極及三極紙考』（王子製紙株式会社、昭和15年）において、「何れにしても三極製紙の創始及び発達は伊豆、駿河、甲斐の地続き三国の功に帰する事に於て、何人にも異議はあるまいが、其濫觴は慶長よりも遙かに遡り、足利時代中葉、即ち今より約四百年乃至五百年以前であろうと想像せざるを得ない。」というように、三極紙の使用を室町時代中期頃であると指摘している。

また、徳川家康黒印状では、三極を含む和紙の原料となる植物の伐採権に関わる既得権益の保障に主眼があることを勘案すると、遅くとも16世紀後半には伊豆周辺において三極紙の抄造が行われていたと想定することは十分に可能であろう。

関氏の指摘にもあるように、三極紙の文献上の初見と実際における紙漉きの状況とでは、実際にはかなりの隔たりがあったことを推測できる。この隔たりを現存する文書そのもので繋げることができないものであろうかという問題を出発点にしたい。そして、この課題を明らかにする過程において、三極紙が文書料紙として利用されていた時代的変遷を跡付けることをも考察の対象としたい。

そこで、前述の課題を追求する方法として、三極紙の主産地のひとつである伊豆国周辺を支配下に置いた後北条氏の発給文書を検討の対象としながら、室町・戦国期における文書料紙としての三極紙の実態を明らかにしていきたい。なお、文書料紙の紙質を調査するためには成巻されていない文書であることが求められる。こうした条件を満たすものとして、ここでは東大寺文書、東慶寺文書、三嶋大社・矢田部家文書の中世文書を主要な検討・分析の素材とする。

なお、論述の関係上から、近世以降の三極紙の紙質の特徴を以下において確認しておくことにしたい。①繊維が細いこと、②繊維が均質であること、③紙に光沢があること、④紙質が柔らかいこと、⑤墨乗りが良く、書きやすいこと、⑥皺になりにくく、虫が付きにくいこと、⑦紙色が茶褐色であること、等々が三極紙の紙質に関する共通の認識となるであろう。

一、中世文書料紙としての三極紙－東大寺文書－

関氏によって提示された三極紙の濫觴期が室町時代中期である、とする指摘に基づきながら、仔細に現存する文書料紙を観察してみると、中世文書において文書料紙として三極紙が使用されている例を確認することができる。

すでに、湯山賢一氏は、東大寺文書中の年未詳十月日附遠江国蒲御厨諸公文百姓等目安（架蔵番号1-14-32）などの料紙が三極紙であるとし、室町時代中期の文書料紙には三極紙と雁皮紙との併用が明確であり、三極紙の生産は東海・伊豆地方において近世へ続くことを確認できるという考え方を示している（堀池春峰監修『東大寺文書を読む』所収、思文閣出版、平成13年）。

そこで、湯山氏の論攷に導かれながら、東大寺文書中における遠江国蒲御厨関係の文書料紙をつぶさに実見したところ、蒲御厨東方諸公文等目安以外にも、三極紙の存在を改めて確認することができた。

以下、具体的に示してみることにすると、享徳二年（1453）十二月廿日附遠江国蒲御厨東方諸公文等目安（架蔵番号1-1-14-40）、年末詳閏十月日附遠江国蒲御厨諸公文等目安（架蔵番号1-14-30）の2通である。閏十月日附遠江国蒲御厨諸公文等目安は年末詳であるが、その内容から室町時代中期の文書であると判断できる。

以上、三極紙を文書料紙として利用しているこれら3通の文書に共通する点を検討してみることにしよう。まず、いずれもが上申文書であること、次ぎに文書の差出は「蒲御厨東方諸公文等」「蒲御厨諸公文御百姓等」というように在地の庄官・百姓等からであること、充所はいずれも「御奉行所」であることが確認できる。これら共通する点をまとめ直してみると、文書料紙として利用された三極紙は、蒲御厨の在地から庄園領主である東大寺へ出された文書であり、三極紙そのものはおそらく在地において用意されたものと考えられる。

これら3通の他にも、年月日未詳某申状（後欠、東大寺文書、架蔵番号1-24-547）の料紙が三極紙であることを確認することができた。この某申状は「綿瀬遺跡之事」に関する内容であることが知られる。綿瀬は蒲御厨内の地名であること、綿瀬に関する相論は室町時代中期に展開されていることから、やはり室町時代中期の遠江国蒲御厨の関連する申状であることに間違いはない。この結果、遠江国蒲御厨関係文書のうち、4通に三極紙が文書料紙として使われていたことを指摘できる。しかも、4通いずれの文書もその発給時期が室町時代中期ということになる。したがって、関氏の指摘を現存する文書料紙から裏付けることになったといえよう。

そこで、この東大寺文書中に存在する4通の三極紙に関して、その生産や流通の視点などから検討してみることにしよう。結論からいうと、4通の三極紙は室町時代中期におそらく遠江国蒲御厨周辺（浜松市近郊）において生産され、かつ流通していた紙であったと推測される。というのは、料紙の法量は縦30・7cm（9尺3寸）前後、横44・5cm（1尺3寸5分）前後でほぼ同寸法であり、また簀目が1寸当たり13本、糸目幅は3・0cm（9分）とまったく同じ萱簀が使われていることを確認できる。これら法量などの数値が一致することからみて、4通ともおそらく同じ簀桁を用いて漉かれた三極紙と断定せざるを得ない。これらの共通点は、三極紙の生産に統一的な規格が存在していたことを窺わせるも

のでもある。

次に、4通の料紙の表面を肉眼で観察してみると、紙の地合が滑らかで、紙色は薄茶色で、文字面に簀目が顕著にみえるが、裏面にはほとんど簀目が現れていないという共通した特徴を見いだすことができる。

では、これら三極紙を文書料紙に利用する以外に、遠江国蒲御厨関係文書（架蔵番号1-14遠江国蒲御厨、架蔵番号1-24雑庄、架蔵番号1-25雑）において在地の庄官等を差出とする上申文書には、どのような文書料紙が用いられているか表Iにまとめてみると以下ようになる。表Iでは、文書作成の年月日、文書名称のほかに、料紙の特質を明らかにできるように紙質の分析及び簀目数（本数）・糸目幅（cm）の観察結果を示している。

表I 遠江国蒲御厨関係文書

No.	年 月 日	文 書 名 称	紙質	簀目数	糸目幅
1	宝徳四年卯月廿一日	蒲御厨諸公文等目安	楮	18	4・9
2	享徳貳年七月日	蒲御厨綿瀬沙弥道秀目安	雁皮	18	4・5
3	康正三年五月十七日	蒲御厨東方諸公文等目安	楮	20	不明
4	康正三年十月日	蒲御厨東方諸公文等目安	楮	16	2・8
5	丑九月十四日	蒲御厨西方諸公文等申状	楮		
6	年末詳小春二日	蒲御厨西方諸公文等申状	楮	18	不明
7	年末詳三月三日	蒲御厨東方諸公文等申状	楮		
8	年末詳六月十九日	蒲御厨西方公文等申状	楮	24	5・0
9	年末詳九月十一日	蒲御厨東方諸公文等目安	雁皮	20	4・8
10	年末詳十二月十七日	蒲御厨東方諸公文等申状	楮	20	4・3
11	年月日未詳	蒲御厨東方諸公文等目安	楮	21	不明
12	年月日未詳	蒲御厨公文百姓等申状	雁皮	19	5・0

表Iで整理した遠江国蒲御厨関係文書のうち在地庄官等からの上申文書は、その作成時期から室町時代中期における目安6通と申状6通とがあることを確認できる。これらの文書料紙は、紙質の観察・分析の結果、楮紙と雁皮紙とが利用されていることを確認できる。その内訳は12通のうち、9通が楮紙、3通が雁皮紙である。次に、楮紙と雁皮紙それぞれの簀目数・糸目幅に注目してみると、楮紙の簀目数は16本から21本、雁皮紙は18本から20

本であり、また楮紙の糸目幅は2・8 cmから5・0 cm、雁皮紙は4・5 cmから5・0 cmである。ほとんど一致する簀目数・糸目幅がなく、共通する数値がみられないことから、これら12通の料紙つまり楮紙・雁皮紙ともに同一の簀を用いて抄紙されたものであるとは考えられない。したがって、庄官等の手元にあった文書料紙はおそらく買得等の方法によって諸方から得たもので、備え置かれていた文書料紙が上申文書に利用されたものと想定される。以上のことから判断すると、遠江国蒲御厨関係文書のうち庄官等の上申文書は充所や差出人の違いによる文書料紙の使い分けはなかった。

このように、15世紀中葉に遠江国蒲御厨から東大寺に出された上申文書には、三極紙、楮紙、雁皮紙の三種類の文書料紙が用いられていることを指摘できる。16通のうち、三極紙4通、楮紙9通、雁皮紙3通ということになる。三極紙に関して、室町時代中期における文書料紙としてしてみると、遠江国からの上申文書という限定付きながらも楮紙、雁皮紙と同じように文書料紙として在地においては一般的に使用されていたものと想定できようか。

しかし、4通の三極紙とNo.12の蒲御厨公文百姓等申状に用いられている雁皮紙とは、簀目数・糸目幅の数値は異なるものの、同じ紙質と見間違ふほどに色味が似通っていることや文書発給主体と充所が一致していることから、三極紙と雁皮紙とを違う文書料紙であると認識して用いていたのか判断しがたいが、文書料紙としての風合が共通している点を強調すると、三極紙は雁皮紙の代替として利用された可能性を残しているといえよう。

ここで指摘した諸点を東大寺文書以外の文書においても確認できるものであるのか、次に室町時代における三極紙の文書料紙としての利用を明らかにしていくことで考察を加えていきたい。

二、室町時代の三極紙

三極紙の生産、流通が、室町時代中期の遠江国において展開していたことを東大寺文書によって確かめられた。そこで、近世における三極紙の主産地であった伊豆国を支配下に置いた小田原後北条氏の発給文書が残る伊豆国の三嶋大社・矢田部家文書と相模国の東慶寺文書とを対象にして文書料紙の紙質について少しく検討を加えることとする。

(一) 東慶寺文書

東慶寺文書には、小田原後北条氏の発給した文書18通が現在生な姿で残されている。しかも、北条氏綱（1487～1541）・氏康（1515～71）・氏政（1538～90）・氏直（1562～91）の4代にわたる文書が現存しており、文書発給主体による文書料紙の使い方に関する変遷をも併せて検討することが可能である。

どのような料紙が後北条氏発給文書の文書料紙として利用されているのか、紙質に関する観察の結果を以下、表Ⅱに示してみよう。なお、科学的な分析方法や顕微鏡による実体観察を行っていないため、今後の文書調査によって紙質の変更が起こりうることを付言しておきたい。

表Ⅱ 後北条氏発給文書Ⅰ

No.	年 月 日	文書名称	紙質
1	(年未詳) 五月十七日	北条氏綱書状	三極
2	(年未詳) 五月廿二日	北条氏綱書状	三極
3	(年未詳) 五月廿四日	北条氏綱書状	三極
4	(年未詳) 五月廿四日	北条氏綱書状	三極
5	大永七年八月十二日	北条氏綱判物	三極
6	(大永七) 八月廿八日	北条氏綱書状	三極
7	(大永七) 十月十三日	北条氏綱書状	楮
8	(年未詳) 卯月廿三日	北条氏康書状	楮
9	(年未詳) 八月二日	北条氏康書状	三極
10	(年月日未詳)	北条氏康書状	三極
11	(永禄十三) 三月廿三日	北条氏政印判状	三極
12	永禄十三年卯月十七日	北条氏政禁制	三極
13	天正二年八月十七日	北条氏政印判状	三極
14	天正二年八月十七日	北条氏政印判状	三極
15	(天正九) 九月廿三日	北条氏直印判状	三極
16	(天正十六) 六月十三日	北条氏直印判状	三極
17	(天正十六) 七月三日	北条氏直印判状	三極
18	天正十六年七月十日	北条氏直印判状	三極

表Ⅱによれば、氏綱・氏康・氏政・氏直いずれもが、三極紙を文書料紙として使用しており、各代毎に用いている文書料紙の紙質には違いがみられないといえる。そのうち、氏綱は書状と判物、氏康は書状、氏政は印判状と禁制、氏直は印判状の料紙に三極紙を用いていることが知られる。ここにみえる判物、禁制、印判状は戦国時代の武家文書であり、印判状と総称することができる。したがって、発給文書を大別すると、戦国大名の書状と印判状ということになる。

後北条氏の発給文書のうち、書状と印判状とに三極紙が文書料紙として用いられていたことになる。なお、戦国時代における大名の書状に使われている文書料紙には、鳥ノ子紙と称される雁皮紙の使用が顕著であることと比べると、後北条氏における三極紙の使用は特異な存在であるといえよう。

充所は、東慶寺の他に「前岡郷百姓中」「野葉郷百姓中」のように在地の百姓中もあることから、寺院に対する発給文書に限定して三極紙が文書料紙として使われたとすることはできない。ここでは、寺院と在地の百姓中とに発給された直状形式の文書に三極紙が利用されていることを指摘しておきたい。

このように、16世紀の後北条氏の発給文書において、三極紙は、私文書と公文書との区別や充所の違いに関係なく使用される文書料紙であったことを指摘できる。

ところで、戦国大名の領国支配において、どのような文書料紙が用いられているのかという基本的な問題については、鎌倉幕府と足利幕府の使用した文書料紙が異なるというように権力と文書料紙との関係から具体的に言及されるべき課題といえる。つまり、紙が権力の象徴として機能していたとするならば、戦国大名の領国毎に文書料紙に相違があったと想定できるのではなかろうか。

それでは、三極紙以外の料紙を後北条氏は発給文書の料紙として用いることはなかったのであろうか。

(二) 三嶋大社・矢田部家文書

ここでは、伊豆国の三嶋大社・矢田部家文書を検討対象にして、後北条氏の発給文書にどのような料紙が使用されているのか、前述の課題を明らかにするために文書料紙の紙質の分析・観察調査を行うことにする。

三嶋大社・矢田部家文書には、後北条氏の発給文書が17通残されている。以下、発給文書の紙質、簀目数などの分析・調査した結果を表Ⅲに示してみよう。

表Ⅲ 後北条氏発給文書Ⅱ

No.	年代	文書名称	紙質	簀目数	備考
1	永正十三年	伊勢長氏判物	三極	1 4	ト 洗
		伊勢長氏判物懸紙	三極	1 4	ト
2	永正十四年	伊勢長氏判物写	三極・オ	1 5	ト
3	大永六年	北条氏綱判物	雁皮	1 5	ト
4	天文十二年	北条氏康判物	三極	1 5	ト
5	永禄七年	北条家朱印状	三極	1 4	ト 填(澱)
6	永禄十二年	北条氏政判物	三極	1 6	ト 洗
		北条氏政判物懸紙	三極	1 5	ト 洗
7	永禄十二年	北条家朱印状	三極・楮	1 8	ノ 填(麦)
8	永禄十二年	北条家朱印状	三極	1 6	ト
9	元亀二年	北条氏政判物	桑皮	2 0	ト 洗・填(米)
		北条氏政判物懸紙	三極	1 6	洗
10	元亀四年	北条家朱印状	三極	1 5	ト
11	天正元年	北条家朱印状	三極	1 6	ト 洗
		北条家朱印状懸紙	三極	1 5	洗
12	天正七年	北条家朱印状	三極	1 6	洗
13	天正十年	北条氏政願書	三極	1 5	ト
		北条氏政願書懸紙	三極	1 5	ト
14	天正十四年	北条家朱印状	三極	1 8	
		北条家朱印状懸紙	三極	1 8	
15	天正十五年	北条家朱印状	三極	1 8	ト
16	天正十六年	北条家朱印状	雁皮	1 5	ト
		北条家朱印状懸紙	雁皮	1 6	ト
17	天正十六年	北条家朱印状	三極	1 7	ト

* オ=オニシバリ、ト=トロロアオイ、ノ=ノリウツギ、洗=繊維の洗滌、填=填料、
(澱)=澱粉、(麦)=小麦粉、(米)=米糊

オノシバリと三極紙とは厳密には異なるものであるが、カジノキとコウゾとを区別することなく楮紙と総称し、また雁皮紙もガンピ属植物の総称であるように、その特徴に顕著な差異が判然として認められない場合にはオノシバリと三極紙とを意識的に区別する必要はないと考える。むしろ、連珠状の膨潤を示すという共通の分析結果から、現在通用している三極紙として総称して表現した方が紙名の利用において有効であると思われる。

表Ⅲによれば、後北条氏の発給文書に使われている料紙には、三極紙、雁皮紙、桑皮紙の三種類である。三極紙以外の料紙として、雁皮紙、桑皮紙、三極紙と他の紙との混合紙が後北条氏の発給文書の料紙として用いられることを確認することができる。

発給文書料紙の内訳は三極紙12通、雁皮紙2通、桑皮紙1通、混合紙2通で、三極紙は混合紙を含めると後北条氏発給文書の文書料紙の約8割強を占めることになる。後北条氏が発給する文書の料紙における三極紙の優位は、東慶寺文書と同じく三嶋大社・矢田部家文書中の中世文書においても認められる。その結果、16世紀初期から三極紙が後北条氏の発給文書の文書料紙として使用されていることを確かめられる。

三極紙を文書料紙とした発給文書12通の内訳をみると、印判状11通、願書1通となる。印判状の文書料紙に三極紙を使うのは、東慶寺文書中の後北条氏発給文書においても確かめられた通りである。換言するならば、後北条氏の発給文書のうち印判状、書状、願文のみで三極紙の使用例が確認できるものの、軍事関係の催促状・軍忠状などや訴訟文書などの文書料紙には三極紙を見いだすことができないといえよう。

後北条氏において早雲（1432～1519）、氏綱、氏康、氏政、氏直の個々人が三極紙を文書料紙として用いているが、1寸当たりの簀目数は発給者別に相違が認められる。つまり、早雲が発給した文書に用いられた簀目数は14・15本、氏綱は15本、氏康は15本、氏政は15・16本、氏直は17・18本というように抄紙に用いる簀が異なっている。

この簀目数の相違は三極紙の供給先の相違、あるいは供給先は同じでも紙漉きの使っている複数の簀の存在によって違いが生じているのかどうかについては今のところ判別しがたい。

なお、桑皮紙の抄紙が後北条氏の支配地域内にてある程度普及して行われていたと推測できる。この桑皮紙の特徴は桑皮の繊維を紙料とすることで料紙の色味が薄黒くなりがちである。そこで、料紙の黒みを抑えて白さを出すために、繊維の洗滌を行い、米糊を填料として用いていたと推測される。

三極紙にも、填料として澱粉などを利用していることが認められることから、填料は桑

皮紙と同じように料紙を白くする目的で加えられたものであったと考えられ、三極紙の色味は本来白さのないものであったといえようか。とするならば、東大寺文書において確認できた遠江国蒲御厨からの文書に用いられていた三極紙の紙色である薄茶色が本来的な三極紙の色味であったと想定できそうである。

(三) 粘剤

次に、抄紙の過程で用いられる粘剤に注目してみると、粘剤にトロロアイオとノリウツギとが利用されていることが判明する。三極、桑、雁皮の繊維をそれぞれ単一の紙料とする場合にはトロロアイオを粘剤に用いている。ところが、紙料に三極とそれ以外の繊維とが混合して使われる場合にはトロロアイオの他にノリウツギの利用もみられる。

現在の紙漉きにおいて、ノリウツギは夏季の、トロロアイオは冬季の紙漉きにおける粘剤として利用される場合が多いといわれている。トロロアイオは温度が高くなると、痛みやすく、粘度が低くなるという性質上、夏季にあっては粘剤としての価値を減じてしまうことから、夏季の紙漉きに利用されることが極めて稀であった。粘剤の変質は抄紙の紙質の品質を左右するから、季節の違いによる粘剤の使い分けが図られている。

紙漉きは農閑期である冬季における女性の仕事であるとされているが、ノリウツギを粘剤に使用することによって、紙漉きを冬季と同じように夏季にも行うことが可能となっていく。夏季に紙漉きを行う必要性は料紙需要の増加を背景とし、それに対応するひとつの方法であったと想定できようか。

なお、ノリウツギの使用は康和五年（1103）伊豆国司庁宣にて認められることから、遅くとも平安時代後期には紙漉きの粘剤として用いられていることになる。その後、鎌倉幕府、鎌倉府など東国における発給文書にノリウツギの使用例を散見することができる。

現存する三嶋・矢田部家文書における文書発給地域の東国と西国との相対的な数量による違いもあると思われるが、概して東国の発給文書に多数ノリウツギの利用を確認できる。トロロアイオ、ノリウツギのどちらかを選択して利用するのは、夏季・冬季という季節の違いのみではなく、紙漉き環境の相違すなわち寒冷地域と温暖地域との相違や粘剤となるトロロアイオ・ノリウツギの生育・栽培地域の相違などによるものである可能性も否定できないと思われる。

ところで、粘剤であるトロロアイオ・ノリウツギは、それぞれ別個に抄紙において使われることが基本であるが、トロロアイオとノリウツギとを併用して漉かれた文書料紙を確

認することができる。

それらは南北朝時代以降の文書で、しかも伊豆守護代寺尾氏の発給文書にみられる稀有な例である。併用することによる紙漉きにおける利便性は不明であるものの、夏季と冬季との端境期における一時的な利用とすべきであろうか。このように想定することが可能であるならば、紙漉きは冬季・夏季のみならず1年中抄紙が可能となっていたことを裏付けるものといえようか。

以上のことをまとめてみると、東慶寺文書と三嶋大社・矢田部家文書との検討から、後北条氏の時代である16世紀において、三極紙は文書料紙として楮紙、雁皮紙より高い割合で利用されていることを指摘できる。

そこで、14・15世紀における三極紙の文書料紙としての使用状況について追求していくことにしたい。

三、南北朝時代の三極紙

ここでは、後北条氏以前つまり14・15世紀の中世文書において、三極紙が文書料紙として使用されているのか、三嶋大社・矢田部家文書を素材にして分析調査を行った。その結果を以下、表IVに示してみよう。

表IV 文書料紙としての三極紙

No.	年代（西暦）	文書名称	紙質	備考
1	建武元年（一三三四）	祐禅打渡状	三極	ト 非
2	暦応元年（一三三八）	民部丞某奉書	三極・オ	ノ
3	貞和三年（一三四七）	祐禅打渡状	三極	ト
4	康安二年（一三六二）	上杉頼重打渡状	三極	ト 洗
5	永和四年（一三七八）	鎌倉府奉行人連署奉書	三極	ト
6	永徳二年（一三八二）	大石能重打渡状	三極・楮	ト 洗

* 非＝非繊維細胞：非繊維細胞の有無及び洗滌の有無によって、生漉きか漉き返しかの区別ができるか。非繊維細胞があり、洗滌されていないものは生漉き、韃皮繊維のみで非繊維細胞がなく、洗滌されているものが漉き返し。

表Ⅳによれば、三極紙を文書料紙に使っている文書の所見は、建武元年祐禪打渡状から永徳二年大石能重打渡状までの6通である。いずれも14世紀、南北朝時代の文書で、文書様式からみると、打渡状と奉書との下達文書に利用されているのみであり、限定した使われ方が行われていたと考えられる。なお、No.1・3の差出人「祐禪」は伊豆国目代である。また、No.6の大石能重打渡状は永徳二年九月廿五日附鎌倉公方足利氏満御教書（楮紙）、同年十月十六日附伊豆守護上杉憲方施行状（楮紙）という伝達系統に位置付けられるものである。

ところが、同じ祐禪打渡状でも建武三年八月廿五日附打渡状の料紙は三極紙ではなく、楮紙が文書料紙として使われている。同じ打渡状にもかかわらず、用いられる文書料紙に相違のあることを確かめられる。

そこで、その他の打渡状に使用されている料紙の紙質を表5にみてみると、

表Ⅴ 打渡状の紙質

No.	年 月 日	文 書 名 称	紙 質
1	建武元年十月十七日	伊豆守護代石塔義房打渡状	楮
2	観応元年十二月十九日	伊豆守護代左衛門尉某打渡状	楮
3	観応二年十一月十六日	頼賢打渡状	楮
4	康安二年六月五日	妙香打渡状	楮
5	応安二年四月十三日	上杉憲重打渡状	楮
6	応永八年正月廿二日	沙弥道康打渡状	楮
7	応永九年八月十九日	伊豆守護代寺尾憲清打渡状	楮
8	応永十三年閏六月十五日	伊豆守護代寺尾憲清打渡状	楮
9	応永廿二年十一月十五日	伊豆守護代寺尾憲清打渡状	楮
10	応永廿四年五月廿二日	伊豆守護代寺尾憲清打渡状	楮
11	応永廿五年八月廿七日	伊豆守護代大石信重打渡状	楮

表Ⅴによれば、いずれも楮紙であり、三極紙の使用は認められない。南北朝時代における打渡状の料紙は楮紙と三極紙との併用時代であったといえようか。

三嶋大社・矢田部家文書において、南北朝時代の文書中には三極紙を文書料紙として用いたことを確認できる。

四、鎌倉時代の三極紙

鎌倉時代における三極紙の文書料紙の利用について、管見の限り確認できているのは、三嶋大社・矢田部家文書中の治承四年（1180）八月十九日附源頼朝下文案のみである。

頼朝下文は、袖の余白と花押の位置からみて、袖判は後に書き加えられたものであり、また本文の筆跡からも鎌倉時代後期頃に作成された写文書であると指摘されている（湯山賢一「康安二年七月六日鎌倉公方足利基氏御教書と治承四年八月十九日源頼朝袖判下文案」『古文書研究』第四十三号）。なお、料紙への言及は不詳な点が少なくないとして慎重をきしている。

紙質調査の結果、連珠状の膨潤を示す特徴が確認され、また繊維組成や繊維の長さ・太さなどから料紙は三極紙であると判断した。これによって、鎌倉時代の文書料紙にも三極紙が用いられていたことを指摘できる。しかも、案文とはいえ、三嶋大社において重書とされる文書の料紙に三極紙が利用されていたことの意義は大きいといえよう。

五、平安時代の三極紙

平安時代における三極紙の文書料紙の利用について、管見の限り確認できているのは、東大寺文書中の4通、三嶋大社・矢田部家文書中の康和五年（1103）伊豆国司庁宣、青蓮院所蔵になる円仁入唐請来書目録である。

東大寺文書の4通は、①命覚書状、②文書目録断簡、③水成瀬庄田堵等解案文、④某庄民等連署請文案文で、いずれも院政期の文書である。そのうち、③・④案文の料紙そのものに注目してみると、厚さ0・095mm、密度0・27g/cm、簀目数18本、紙色は茶、地合はムラが多い、填料なし、板目なし、刷毛目なし、というように多くの共通点を確認できる。残存する2通の③・④案文に、抄紙上における多くの共通点を認めることができることから、同一の生産地において抄紙された可能性が極めて高いといえよう。とすれならば、東大寺における三極紙の入手先あるいは供給先は、かなり限定されていたところであったと推測できよう。また、東大寺の文書作成において、三極紙が使用されている正文には確認できず、案文の文書料紙としてのみ利用されていたことになる。換言すれば、三極紙は正文の文書料紙として認識されていなかったがゆえに、使用されなかったことになる。そ

これは、文書作成における正文と案文との相違が文書料紙の相違に結びついていることの証左ともなる。

康和五年伊豆国司庁宣の料紙は洗滌の少ない三極を原料にして、填料に白土を用い、米糊を加えて、ノリウツギを使って漉かれている。白土と米糊とによって、料紙の色味をできるだけ白くするように抄造されている。こうした工夫は三極紙の褐色の色味に対するひとつの方策であったと考えられる。

同じ伊豆国司庁宣ではあるものの、建長元年（1249）の料紙には楮紙が使われている。鎌倉時代になって、伊豆国司庁宣の文書料紙が三極紙から楮紙へと変わっていることになるが、文書料紙としての抄紙工程においては填料に白土を用いていること、米糊を加えること、粘剤にノリウツギを使っていることは共通している。つまり、平安時代と鎌倉時代の伊豆国司庁宣にあって、時代の変遷とともに抄紙に用いる原料の変化はみられるが、同じ作業工程による抄紙が行われていたことになる。

円仁入唐請来書目録の料紙は紗漉きの三極紙（厚さ0・09mm、密度0・48g/cm）である。嘉祥三年（1108）の院昭の書写になる（文化庁文化財保護部美術学芸課『平成七年度指定文化財修理報告書 美術工芸品篇』）。

このように寺院文書における根本文書というべき目録の文書料紙に三極紙が使用されている意義は文書料紙論を構築していく上において極めて大きい。

文書料紙以外にも三極紙の利用が認められる。それは『高野雑筆集』である。承安元年（1171）六月に勸修寺の僧範杲によって書写された典籍である（文化庁文化財保護部美術学芸課『平成十一年度指定文化財修理報告書 美術工芸品篇』）。この他にも、醍醐寺聖教の室町時代中期の古写本である『高野物語』の料紙として三極紙が使われており（拙稿「醍醐寺史料とその修理」、湯山賢一編『文化財学の課題 和紙文化の継承』、勉誠出版、平成18年）、典籍料紙にも三極紙が平安時代後期から継続的に利用されていることを確認しておきたい。

おわりに

ここまで、明らかにしてきた中世の三極紙の特徴をまとめてみる前に、近世後期以降の三極紙の紙質の特徴を改めて確認しておく、①繊維は細長く、均質で光沢がある、②紙質は緻密で、墨乗りが良く、書きやすい、③紙色は茶褐色である、等々があげられる。こ

これらの特徴は近世後期以降の三極紙のものであるのみならず、中世の三極紙にも基本的に共通するところである。

しかし、近世初期のものは粗悪で劣悪な紙にしか漉かれなかったともいわれる。こうした近世における三極紙の特徴の相違は、紙漉きの手法や原料そのものの違いに起因するものと考えられる。近世初期の三極紙は、その原料が天然か栽培かの区別は判然とできないものの依然として天然の三極がおそらく主要な部分を占めていたのであろう。また、紙漉きの手法は中世以来の伝統的な技法に基づいて抄紙されていたと想起される。つまり、近世後期における紙漉きの技術革新は大きく紙漉きの世界の様相を一変させたことになる。

そこで、中世の三極紙に認められる特徴を、以下に記してみよう。

- ①表面（文字面）にのみ横に通る顕著な簀目がみえる。
- ②簀目は裏面からほとんどみえない。
- ③色味としては薄い赤茶色を呈するものが多い。
- ④紙の地合が滑らかである。

しかしながら、こうした分析・観察によって得られた文書料紙に用いられている三極紙に関する見解に妥当性をもたせるためにも、より多くの三極紙の確認が不可欠な状況にある。

そこで、中世三極紙の特徴を念頭において、三極紙の産地とされる伊豆以外の地である駿河、甲斐を戦国期において支配下に置いた今川氏、武田氏の発給文書に関する文書料紙の紙質調査を実施することが今後の課題となろう。

なお、荻野三七彦は「古文書蒐集と問題点」（『日本古文書学と中世文化史』、吉川弘文館、平成7年）において、磐城国結城白川文書中の慶長二年（1597）九月九日附結城晴朝書状について、文書料紙は褐色で、横漉目のある特殊な地方紙で、いまだに解明できていないとしている。しかし、この文書料紙の特徴である横漉目とは、三極紙で顕著にみられる簀目を表現しているものに相違なく、また褐色の紙色は三極紙の色味の特徴を示していることから、結城晴朝書状の料紙は三極紙であると結論付けることができる。とするならば、今川・武田氏以外の東国戦国期における文書の代表というべき上杉家文書の本格的な調査も不可避なことになるであろう。

文書料紙の実見・観察によっても、紙質の判断はある程度可能であるものの、やはり紙質調査には卷子装になっていない生な原本が不可欠であり、こうした条件をそろえている東国の文書の総合的な調査が求められていると思われる。